

白川村立白川郷学園災害等対策基本方針

白川村立白川郷学園災害等対策委員会

1, 地震における対応

	判定会招集時 (注意情報)	警戒宣言発令時 (予知情報)	地震発生時	学校の対応	保護者の対応
登校時	<ul style="list-style-type: none"> 自宅へ帰すことを基本とするが、村の無線が入った段階で、学校、自宅の近い方へ向かう。 学校側は、児童生徒の動きについて、巡視などにより正しく把握する。 			本部に校長・副校長・教頭が控え、通学班の担当職員が確認する。	児童生徒が帰宅していない場合は、学校へ連絡する。または、迎えに行く。
下校時	<ul style="list-style-type: none"> 自宅へ帰ることを原則とする。 地震発生時は、近くの家に避難させてもらう。(児童が学校にいる時は校内で保護する) 学校側は、児童生徒の動きについて、巡視などにより正しく把握する。 			本部に校長・副校長・教頭が控え、通学班の担当職員が確認する。	児童生徒が帰宅していない場合、学校へ連絡する。または、迎えに行く。
学校滞在時	<ul style="list-style-type: none"> 自宅へ帰すことを基本とし、全員校内に保護し保護者に直接迎えに来てもらう。 保護者の確認をし、児童生徒を引き渡す。 			確認をして、保護者に引き渡す。	学校へ迎えに行く。
校外学習時	<ul style="list-style-type: none"> 現状の活動を中止し、学校へ向かう。 学校へ連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> もよりの避難所へ避難し、地元対策本部の指示に従う。 学校へその旨を連絡する。 		学校へ戻ることを基本とするが、危険な場所や遠隔地の場合は、近くの安全な場所に待機させ、保護者の迎えを待つ。	学校へ迎えに行く。または、児童生徒の現在場所を確認し迎えに行く。

※村災害対策本部の司令のもと、学校が対応する。

2, 大雨・洪水・暴風時における対応

暴風警報	教育委員会及び校長が「自宅待機」について決定し、副校長や教頭に連絡するとともに、その旨を村内同報無線で放送する。								
大雨洪水警報	連続雨量(積算雨量)が100mmを超えた場合、教育委員会及び校長が「自宅待機」について判断・決定し、副校長や教頭に連絡し、同報無線で放送する。								
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ・教育委員会 ・校長 (村広報無線) </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 白川郷学園 副校長・教頭 </div>	<table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">職 員</td> <td style="padding: 2px 5px;">各家庭へ</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">職 員</td> <td style="padding: 2px 5px;">各家庭へ</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">職 員</td> <td style="padding: 2px 5px;">各家庭へ</td> </tr> </table>	職 員	各家庭へ	職 員	各家庭へ	職 員	各家庭へ
職 員	各家庭へ								
職 員	各家庭へ								
職 員	各家庭へ								

□ 朝 6 時 0 0 分現在の気象情報により、以下の状態の場合

- (1) 暴風警報が発令されている場合
- (2) 大雨警報または洪水警報が発令され、かつ連続雨量が 1 0 0 mm を越えた場合

教育委員会及び校長は、6 時～6 時 1 5 分の間に「自宅待機」について判断・決定し、副校長や教頭に電話連絡するとともに、その一報（下記）を 6 時 3 0 分の同報無線で放送する。

【無線による放送内容】

(1) 特別警報・暴風警報発令の場合

白川郷学園の皆さんにお知らせします。現在、暴風警報が発令されています。危険な状態ですので、児童生徒の皆さんは自宅待機をしてください。

(2) 大雨警報または洪水警報で連続雨量が 1 0 0 mm を越えた場合

白川郷学園の皆さんにお知らせします。現在、大雨(洪水)警報が発令され、連続雨量が 1 0 0 mm を超えましたので、児童生徒の皆さんは自宅待機をしてください。

校長は職員連絡網（メール）により職員に連絡・召集し、対応を検討する。

□ 警報解除時の対応

教育委員会が確認、決定し、校長に電話連絡するとともに、同報無線で放送する。

① 午前 9 時 30 分より前に解除の場合：1 時間後開始

(1) 特別警報・暴風警報の場合

白川郷学園の皆さんにお知らせします。特別警報・暴風警報が解除されました。前期課程は〇時〇〇分より、後期課程は〇時〇〇分より朝の会を始めます。準備をして登校してください。また、スクールバスが〇時〇〇分、木谷・牧地区を出発しますので、時間に遅れないようお願いします。

(2) 大雨（洪水）警報の場合

白川郷学園の皆さんにお知らせします。大雨(洪水)警報が解除されました。前期課程は〇時〇〇分より、後期課程は〇時〇〇分より朝の会を始めます。準備をして登校してください。また、スクールバスが〇時〇〇分、木谷・牧地区を出発しますので、時間に遅れないようお願いします。

② 午前 9 時 30 分～11 時 55 分までに解除の場合：午後 1 時 30 分開始

(1) 特別警報・警報暴風警報の場合

白川郷学園の皆さんにお知らせします。特別警報・暴風警報が解除されました。午後 1 時 3 0 分より授業を始めます。お昼ごはんを食べてから登校してください。また、スクールバスが〇時〇〇分、木谷・牧地区を出発しますので、時間に遅れないようお願いします。

(2) 大雨（洪水）警報の場合

白川郷学園の皆さんにお知らせします。大雨(洪水)警報が解除されました。午後 1 時 3 0 分より授業を始めます。お昼ごはんを食べてから登校してください。また、スクールバスが〇時〇〇分、木谷・牧地区を出発しますので、時間に遅れないようお願いします。

①②の場合

※学校職員が通学路を巡視し安全を確かめたうえで、登校可能を教育委員会に報告する。その後、教育委員会は、学校からの報告を受けた後、同報無線で放送する。必要に応じて、学校からのメール配信も行う。

③ 午前11時55分時点で警報が解除されない場合：臨時休校

(1) 特別警報・暴風警報の場合

白川郷学園の皆さんにお知らせします。特別警報・暴風警報が引き続き発令中のため、本日は臨時休校とします。

(2) 大雨（洪水）警報の場合

白川郷学園の皆さんにお知らせします。大雨（洪水）警報が引き続き発令中のため、本日は臨時休校とします。

- ※ 警報解除後、学校職員が通学路異常の有無を確認し、教育委員会に連絡する。
- ※ 警報によって自宅待機、臨時休校になる場合は、連絡メールを使って、家庭学習の指示を与えて取り組ませる。

3， 雪害への対応

雪害により学校施設や通学路に危険性が生じた場合は、その状況により、教育委員会と校長の判断のもと、臨時休校等の対応をとる。

4， 雷雨時や竜巻発生時における対応

雷雨がおさまるまで、学校に待機する。必要に応じて保護者に迎えを要請する。

5， 不審者と遭遇した場合の対応

① 学校への来訪者

- ・ 来訪者は、職員室に立ち寄ることを原則とし、入り口は児童生徒玄関（前期課程校舎）だけとする。また、用件終了後も職員室に立ち寄り連絡してもらう。
- ・ 来訪者の確認ができるように、以下の対応をとる。
 - * 「来訪者記載簿」を玄関に設置し、記名と用件の記載をお願いする。
 - * 「外来者用名札」を用意し、付けていただく。
- ・ 校内敷地、施設内で不審者に遭遇した場合、児童生徒は必ず職員に連絡する。職員は現場に2名以上で急行し、確認する。不審な点があれば、校長の指示を受け、教育委員会、警察に連絡する。

② 登下校時に不審者と遭遇したら

- ・ 児童生徒は登下校中に不審者に遭遇したら、すぐ近くの家連絡し、避難をお願いする。避難宅より学校へ連絡。学校から職員が2名以上で現場に急行し、校長、警察、教育委員会へ連絡する。

6， 危険動物と遭遇した場合の対応（野生動物など）

① 校内で遭遇した場合

- ・ 校舎内に安全な場所を確保し、避難させる。遭遇した動物の状況により、教育委員会に連絡する。場合によっては警察へ連絡し、応援を依頼する。
- ・ 保育園へも連絡し、注意を促す。状況によって、教育委員会より、村内同報無線で放送してもらう。

② 登下校に遭遇した場合

- ・ 近くの家で避難する。避難した家より、学校へ連絡。学校より職員が2名以上で急行し、状況を学校長に報告する。動物の種類、大きさなど危険性が大きいと判断した場合、教育委員会、警察に連絡する。
- ・ 保育園に連絡し、注意を促す。その状況に応じて教育委員会より村内同報無線で放送する。

7. パンデミックの対応

< 出席停止にかかる手順 >

1. 第一種の感染症の場合

・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に従い、対応、連絡、報告をする。

2. 第二種及び第三種の場合

・保護者より、学校長宛に「診断連絡書」（感染症もしくは感染の疑いのある病気）が提出された場合、校長は必要と認める時は学校医と相談の上、出席停止の措置をとる。

3. 感染症発生後に必要な措置

・学校においては、その付近において、第一種または第二種の感染症が発生したときは、その状況により適切な清潔方法を行なうものとする。また、出席停止の措置等によって差別や偏見が生じることのないよう十分に配慮する。

4. 報告書の提出について

- ・白川村教育委員会（課長補佐）へ連絡を入れる。
- ・岐阜県サーベイランスへ入力を行う。

< 臨時休業の措置にかかる手順 >

1. 措置の決定について

・児童生徒の欠席状況や体調を把握し、学校医の助言を得て、白川村教育委員会に臨時休業について報告する。（教育委員会の指示を受ける）

「学校保健安全法第19条・20条、同施行令第6条・7条、同施行規則第19条・20条、市町村教育委員会管理規則による」

2. 第一報について

・白川村教育委員会から臨時休業の指示を受けた場合、以下について直接学園が、その日の午前中に電話を入れる。岐阜県サーベイランスの「出席停止疾患登録」へ入力を行う。

①白川村教育委員会へTEL (05769) 6-1311

②飛騨地域保健所 健康増進課へTEL (0577) 33-1111

<①・②への報告内容>

- ・閉鎖している学年、閉鎖期間 ・在籍人数
- ・閉鎖決定時のインフルエンザ感染人数、有症状欠席者数、有症状出席者数、その他（体調不良）人数等

③学校給食センターへTEL (05769) 6-1881